

第 1 回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録

議事要旨

日時：平成19年10月15日（月）

12：55～15：30

場所：倉敷駅周辺第二土地区画整理地区内

オープンハウス会議室

第 1 回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録

平成19年10月15日(月)

12:55~15:30

於 倉敷駅周辺第二土地区画整理地区内
オープンハウス会議室

【出席者】

委員 ; 小野委員、小林委員、ジエム(有)委員、鈴木委員、陶浪委員、
土倉委員、楨委員、守谷委員、(有)三和硝子工業所委員、
(有)津島委員

事務局 ; 酒井部長、吉川次長、三宅所長、室山副参事、岡野次長、
佐伯課長主幹、佐々木主幹、古城主幹、小玉主幹、光枝主任

傍聴者 ; 0名

【審議会会議内容】

- 1 開会
- 2 会議の成立宣言
- 3 報告事項1 「審議会会議規程」
- 4 会長及び副会長の選出
- 5 議席の決定
- 6 報告事項2 「審議会公開要領」、「評価員の選任と役割」
- 7 閉会

【議事】

(会長 委員 事務局)

- 1 事務局： 開会と会議内容の録音及び状況写真撮影の要請
- 2 事務局： 開会挨拶
- 3 事務局： 委嘱状交付式欠席委員の自己紹介要請
- 4 委員： 委員自己紹介
- 5 事務局： 事務局職員自己紹介
- 6 事務局： 会議の成立の宣言と配布資料の確認
- 7 事務局： 会議次第 3 報告事項 1 「審議会会議規程」の説明を事務局担当者に要請
- 8 事務局： 「審議会会議規程」の条文の要旨説明
 - ・第 1 条「会議規程」の趣旨を説明、当審議会を設置する旨の定めを説明
 - ・第 2 条「審議会の会長、副会長の設置意義、会長、副会長の職務、会長、副会長選出方法と任期の説明。
 - ・「会長は、委員として審議会の議決に加わることができない」の規定、「可否が同数の場合には会長の決するところによる」の規定を説明
 - ・会議の成立の説明
 - ・委員議席の決定方法の説明
 - ・会議の発言と採決方法の説明
 - ・会議の公開の説明
 - ・会議の議事録の作成の説明
 - ・会議規程は必要最小限であり、規程以外は審議会に諮って定める旨を説明

委員： 会議規程の「議事録」に関する点ですがインターネット等へ公開する場合、説明資料に例示のあるような要旨では不十分だと思います。倉敷市のほかの都計審議会などは要旨ではないのに、この審議会だけ要旨とするのは一般の住民、関係者の判断が出来ないと思います。

事務局： 審議会議事録のホームページへの掲載は、都市計画審議会等におきましても、要旨でホームページへ掲載することになっております。ただ、審議会によって、要旨ではなく全部載せるかどうかというのも、各審議会に任せると判断しておりますので、公開内容につきましては、会長、副会長の決定後、協議させていただきたいと考えております。よろしいでしょうか。

委員： 倉敷市の下水道審議会でも、委員会に任せるというのではなく、きちんと何についてどういう話をしたとかどういう意見が出たとか、それに対し

てはどんな回答意見がでたとかが全て記載されていたのですが、なぜこの審議会だけ次の会長等の選任の後で方針を決めなくてはいけないのでしょうか、なぜここだけ特別なのでしょうか。

事務局： 審議内容に関して、資料に例示していますものは、審議内容ではなくて、話し合いという趣旨であり、審議に対してこのような意見が出て、それをこう事務局が回答したという方向でとりまとめておりません。確かに 委員さんが言われましたように、例示については、審議内容ではございませんでしたので、あまりにも見本としては甚だ不十分な内容ではありますが、一般的に倉敷市としては要旨をまとめることになっており、またまとめ方に関しては、会長及び署名委員の方にまず確認していただくということになりますので、ご了承のほどをよろしくお願いしたいと思います。

事務局： 補足説明をさせていただきますが、会議録に関してその会議の内容を一言一句まとめたものを会議録とするのか、もしくは先に 委員が言われた例示程度では十分で内容が分からないというご指摘でしたので、要旨として十分みなさまが確認できる程度の要旨とするのか、審議会で諮って決めていただくとして、例示いたしたものは、先ほどの説明時に口頭で説明させていただきただけでは、みなさんの議事録に対するイメージが湧かないと思ひまして、前回の会議時に勉強会をさせていただいた内容について趣旨に沿うような形で作成いたしましたものでございます。最終的には委員に諮りながら、3名（会長及び署名委員2名）の委員の承認がないと確定いたしません、イメージ的なものとして説明資料に添付いたしております。

委員： 情報公開に関する議論ですが、情報公開ないしはホームページに載せるということは、以前、情報公開審議会や個人情報審議会で議事録をどうするか議論がありました。基本的には「説明資料（補足）」のように、誰が発言したかということとどの程度明らかにするかという問題が1点、2番目に発言内容をどこまで具体的に記載するかという問題があり、第1点については、黒（ ） 白（ ） 二重丸（ ）で、私はこれで問題ないと思ひます。内容の問題ですが、これは私個人の意見ですが、ホームページへ載せる、発表する際に、次回の審議会で会長、署名委員が署名したものを次の審議会で出席委員に配布し、前回の審議内容のまとめ方がよいか悪いかを議論しながら、「もっと詳しく書いた方がいい」ないしは「こういう表現はちょっとまずいんではないか」とかという検討をしたらいいんではないかと思ひます。具体的な審議事項や発言が不明な段階ですので、今日のところは基本方針を決める以外にないのではなかろうかと思ひますし、議論はこれ以上深めようがないと思ひます。以上です。

事務局： ご意見がありましたように、今回の審議会の内容につきまして、次回

の審議会に報告させていただき、その時点でもう少し詳しくとか、もう少し簡単にとかの方針決定させていただければと思うのですがよろしいでしょうか。

委員： 先ほどの補足ですが、議論は次回の審議会の冒頭に、資料を配布し意見を出してまとめ方を決めるという形です。新倉敷駅南第一・第二土地区画整理事業ではやってなかったですか。

事務局： そういったやり方はやっていませんでした。

委員： だったら個人情報審議会か情報公開審議会ですね。

委員： あまり意味のない議論のような感じがいたします。私もいろいろな会議に参席することがありますが、一言一句というのはおかしい話です。ただ資料としてはありのままをテープや映像として残せばいいと思います。必要な時に、内容を検証すればいいわけです。あくまでも基本として文章は大事な部分を誰にでも分かるように表現すると思います。一言一句記述はおかしいと思います。

事務局： 多数の意見が出ましたが、議事録について、本日の議事録を次回審議会の冒頭で報告し議論いただきまして、どうするか決めさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

9 事務局： 会議次第4「会長及び副会長の選出」選出方法の意向確認。

委員： 確かに選挙することになっていると思いますが、みなさんがどういう方が全くわかりません。それで選挙しても仕方ないのではないかと感じて、学識経験者の方にやっていただいて、選挙する必要はないのではないかとありますが、みなさんいかがでしょうか。

事務局： ただいま 委員より選挙でなくてもいいのではないかと発言がございましたが、会長、副会長に関しては、基本は委員のみなさまで決めていただく必要がございます。審議会委員のみなさまで、選挙をするか、それとも推薦して会長、副会長を決めるかをご協議していただきたいと思います。一旦、暫定休憩いたしますので協議していただきたいと思います。

委員： 先ほどご意見もあったようですが、私たちは会議の内容を十分承知していない面もあつたりしますので、法律に非常に詳しい方であるとか、このような会議に慣れておられる方がいらっしゃれば、当面お任せしても良いのではないかなと私は思います。

委員： 私個人としましては、中立的な方がぜひ会長をお務めになるのがいいんじゃないかと思っています。学識経験者という方が前回8月7日の資料の中の委員名簿に載っておりまして、お二人の方の簡単な略歴などを教えていただければありがたいですが。例えば土地区画整理士の資格を持たれている

など、具体的な公的な資格を持たれているなどお分かりでしたら、お教えしていただければ参考になると思うんです。

事務局： 本日はお二人の学識経験者の経歴につきましては、この席に持ってきておりませんので、申し訳ないですが事務局からご紹介できません。

委員： 学識経験者の二人に話が集中していますが、利害だけでなく、私も会長職に立候補しようと思っていますので、それを無視してもらっては困ります。別に利害があるから駄目だというのであればここにいる利害関係者や委員そのものが駄目だという論法になってしまいますので、経験があるからではなくて、物事の筋道を建てて住民の意見を反映したり、行政との食い違いなどを全部指摘できたりが必要で、特定の人に集中したり、履歴書を出すようにするのはおかしいと思います。

委員： 今日はいろいろな建設的なご意見だと思いますが、会長、副会長はやはりこの審議会のまとめ役ですから、当事者では困ると思います。それぞれの職域の専門家であり、中立の立場で公平にこの審議会を仕切っていただかなくてはいけないと考えております、そのようにしていただきたいです。

委員： 私も今のご意見に賛成です。どうぞ中立の立場で、誰の擁護でも、権利を主張するでもなく、中立で考えられることを会長さん、副会長さんをお願いします。

委員： 貴重な意見を述べられていますが、中立ということがどういうことであるかということよりも、この審議会委員の中から会長、副会長を決めるという規程があるわけですから、委員の中から選出する、その委員が誰であるか、また、推薦なのか互選なのかは別の問題であって、今日出席の委員の中から選出するのであって、その人が専門だからでは中立でもなんでもないとしますので、選挙方法をまず決定してもらいたい。

委員： みなさんそれぞれご意見が出ており、審議会という場で私たちは自分の考え方を表明している訳ですから、選挙でなくてもいろんなご意見を出したらいいのです。私は中立の立場でなくては公平な判断ができないと固く信じておりますので、そのように主張します。

委員： 反論ではないのですが、中立の立場といいましても、会長になりますと意見を述べるできないのです。また決定権に加わることができないということをお先ほど言われました。会長に決定権は無いです。最終的に意見が分かれた時の判断に決定権がある。ですからそういった点も理解した上で会議をどうしたらいいか考えて、あまりにも会長という形に拘り過ぎているのではないですか。

委員： 分かりました。会長は中立の立場ですから議論できないというのはそのとおりです。だからこそ当事者がやっではいけないと言っているんです。

事務局： 議論が伯仲しておりますので、会長、副会長の選出は、まず会長職を選挙するか互選とするのか、その後、副会長の選出は選挙するか互選するかを委員のみなさまで決めていただきたいと思います。事務局は議論の間は退席させていただきますので、議論をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

では事務局は退出させていただきます。

．．．．事務局は退席。審議会委員のみで議論．．．．

委員： 概要がまとまりましたので、ご意見を聞いていただきたいと思います。議論の結果、会長として守谷さん、副会長に陶浪さんとして、第三者、学識経験者という形をお願いしたらという意見でまとまりました。

委員： 任期に関して確認したいのですが、委員の任期は4年ですか、5年ではないのですか。

事務局： 5年でございます。

委員： 前回配布の資料には4年として、平成23年までとなっております。

事務局： 平成19年3月23日から5年間ということでございます。

委員： そうすると、平成23年ではなく平成24年ではないですか。これでは4年しかないです。

事務局： 委員の任期は、5年間でございます。

委員： それでは、これは間違いですね。

事務局： すみません、訂正させていただきますのでよろしくお願いします。

委員： 任期は5年ですね。

事務局： 前回の配布いたしました審議会委員名簿の一番下の委員の任期でございますが、平成19年3月23日から平成23年3月22日となっておりますものを、平成24年3月22日までと訂正させていただきますのでよろしくお願いします。

委員： 訂正は文章で後からいただけますか。

事務局： 新たなものを送付させていただきます。

委員： 委嘱は8月7日になっています。

事務局： 委嘱に関して、委嘱状交付式が8月7日でしたので、その日にしておりますけれども、審議会委員の任期としては、倉敷市で公告しております平成19年3月23日でございます。

それでは、ご報告いただきました当審議会の会長に守谷委員、副会長に陶浪委員に就任していただくことになりました。みなさん拍手でご承認いただきたいと思います。

・・・・・・委員拍手で承認・・・・・・

事務局： それではここで、これからの議事進行につきましては、守谷会長と打ち合わせが必要ですので、暫時休憩させていただきますのでよろしくお願ひします。

委員： 議席の決定も休憩後ですか。

事務局： 会長の方で進行していただいて議席を決定したいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

また、酒井部長は他の公務のため退席させていただきますのでよろしくお願ひします。それでは暫時休憩させていただきますと思います。議席の配置の準備をいたしますのでよろしくお願ひします。

委員： 暫時休憩はどれぐらい、概ねの時間は。

事務局： 会議は、2時40分から再会させていただきますと思います。

・・・・・・会長と事務局打ち合わせのため休憩（14：27～14：40）・・・・・・

事務局： 時間がまいりましたので、会議を再会いたします。それでは、守谷委員さん、陶浪委員さんにそれぞれ会長席および副会長席に移っていただきまして一言づつ、ご挨拶いただきたいとお願ひします。よろしくお願ひします。

会長： ただいま、みなさまのご推挙によりまして会長に就任させていただきました守谷麗でございます。もとより浅学非才ではございますが、区画整理事業推進のために、私の持てる力を精一杯出していきたいと思っておりますが、委員の皆様方のご指導、ご協力をお願いいたしまして、簡単ではございますけれどもご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

事務局： ありがとうございました。続きまして、陶浪委員さんに一言、審議会副会長就任のご挨拶をお願いいたします。

委員： 陶浪でございます。お世話になっております。先ほどいろいろ議論がございましたが、行政の立場かどうかとの意見がございましたが、私自身、仕事的前提として法解釈を基本に活動する、せざるを得ないと思ひます。その点は御理解いただきたいと考えております。

事務局： ありがとうございました。会長、副会長の選出を終わりました、会議次第5の「議席の決定」に移らせていただきます。審議会会議の進行につきましては、会長さんが進行するということになっておりますので、「議席の決定」からの議事進行を会長さん、よろしくお願ひいたします。

会 長： 座ってやらせていただきます。それでは、引き続き会議を進行いたします。審議会会議規程に基づき本日の署名委員として、陶浪委員、土倉委員をお願いいたします。会議次第5「議席の決定」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 会議次第5「議席の決定」についてでございますが、審議会会議規程第3条によりますと「委員の議席は、初回の審議会において、抽選によって定める」となっております。抽選につきましては、本抽選で、いま座られております席のアイウエオ順で小野さんの方から抽選して、引いていただきまして席を決定したいと考えております。その方法でよろしいでしょうか。

会 長： みなさん、いかがでしょうか。

事務局： それでは、前に封筒をお持ちしますので、その中から一枚引いていただきます。その際、副会長の席だけは固定となっております、あと8名の委員につきましては、くじの番号によりまして移動という形になりますのでよろしくをお願いいたします。

．．．．．くじ引き抽選により8名の委員の議席決定．．．．．

会 長： みなさん、番号の確認をお願いいたします。それでは、名札を持ってその番号の席へご移動をお願いしたいと思います。

．．．．．各委員議席番号の席に着席．．．．．

会 長： それではみなさんの席が決定したようでございます。今後はこの席 次を固定にいたしまして、会議を進めさせていただきますので、皆様ご了解のほどよろしくお願いいたします。今回の協議事項は、これで終了でございます。つづきまして会議次第6「報告事項2」の「審議会公開要領」について、事務局より報告をお願いします。

事務局： それでは、会議次第6「報告事項2」の「審議会公開要領」についてご説明申し上げます。お手元の配付資料、説明資料の5ページをご覧ください。「岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会の会議の公開要領」というのがございます。まず、この「倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会の会議の公開要領」は、また別紙のお手元の配付説明資料10ページに「倉敷市審議会等の会議の公開に関する要綱」

がございます。この規程により公開するための必要事項を定めたものでございます。それでは審議会の会議の公開要領を朗読いたします。

・・・・・・説明資料5ページ「審議会の会議の公開要領」を朗読・・・・・・

事務局： 以上でございまして、一部、前回の説明と重複する部分がございますが、ご了承願いたいと思います。先ほど、審議会会議規程の説明でご説明申し上げたとおり、審議会の会議は原則公開でございます。ただし、審議の内容によりましては、一部非公開及び全面非公開。また、会議録につきましてもインターネットのホームページ等により公開するとなっており、会議録の内容につきましては、先ほど会議規程の説明時にお示ししましたようなものでございます。また会議を公開か非公開かの判断基準につきましては、「権利者の個人情報に関わるもの」、「権利者相互の利益にかかわるもの」、また「公開されることにより委員の率直な意見の交換が阻害される恐れがあるとき」などが、基本的な考え方になっておりますが、漠然とした部分もございます。先ほどの、議事録の作成についてもいろいろご意見が出てございましたが、今後、事業の項目の内容を整理し、項目別におおまかな具体的な判断基準案を作成し、今後会議にお諮りしながら、この公開、非公開という判断基準については、みなさまにお諮りしながら進めて参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に「岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会傍聴要領」についてご説明申し上げます。

お手元の次のページに、説明資料の6ページに傍聴要領がございます。この審議会傍聴要領につきましては、審議会の公開要領に沿って審議会を公開し、傍聴に来られた方に対する手続きや、傍聴に関する注意事項等についての事柄などを定めたものでございます。文章を読んでいただければお分かりいただけると思っておりますので、朗読の説明は省略させていただきます。

また、同じく資料の7ページ、8ページに審議会の傍聴を希望される方への「傍聴申込書」と傍聴が認められた方へ発行する「傍聴証」がございます。

審議会当日に「傍聴申込書」により申し込みをしていただき、傍聴が認められれば「傍聴証」を発行し会場への入場が許可されて、資料8ページにございます「傍聴される方への注意事項」を記した文章をお渡しいたします。

次に同じく資料9ページの「審議会等の会議開催のお知らせ」がござい
ますが、これは審議会の会議の公開要領にございますように、審議会の開
催が決まりましたら、速やかにホームページにてこの様式により開催予定
を公開いたします。

以上、簡単ではございますが、「審議会の会議の公開要領」の説明を終わ
らせていただきます。

会 長： ただいまの説明に対しまして、ご質問等がございますでしょうか。

委 員： 委員傍聴要領の審議会の開催日の公示ですが、ホームページだけですか。
公示ですと開催日等の公開ですね、主体がホームページになっていますが、
それではホームページを確認できる人は分かりますが、一般的に公開して
いるとはならないのではないですか、正式な公開として、どの範囲かは別
として、広く多くの人によくわかるように、公開できるようにした方がよ
いと思います。

事務局： この点につきましては、現在、他の審議会との兼ね合いもござい
ますが、一応公開要領の公開については、ホームページでやらせていただいて、告
示行為をるところまでには至っておりません。ただ、委員ご指摘のよ
うに、ある特定のものだけがこういう審議会の予定を知り得る立場にある
ということは事実でございますし、また区域内の特に、地権者の方には周
知徹底がすみやかに行われることが必要と思います。この点につきましては、
「区画整理だより」等を、すみやかに配布いたしまして、周知すればと
いう考えもございまして、ただし人員の関係、それから時間的な問題もござ
いまして、100パーセント十分な対応が出来るかどうかという点につ
いては、今後検討の余地があるかと思います。今おっしゃられた意見も
もっともでございますので、そういう点がいかに解消されるかということ
を今後、検討させていただきながら、出来るだけみなさんに周知してい
たくように検討させていただきたいと理解しております。

委 員： ホームページに限定することなく新聞によって公開すれば、広く周知
できるのではないのでしょうか。それもこれからの検討でしょうか。

事務局： 具体的に実現するかどうかは、今後検討させていただきたいと思いま
すし、あわせてですね、一番良いのは広報誌等によれば、一番周知がし
やすいですけれども、現実的には原稿の締め切りが、かなり前になります
ので、この審議会の内容や開催日等について時間的に間に合わない
と考えられますので、なにか良い方法があれば出来るだけ沿えるように考
えていきたいと思っております。

委 員： 先ほど第2項の「会議開催の事前公表」のところ、開催決定後すみや
かにと、書いていますが、法解釈の第62条2項において2日前までに、

その会議の日時、場所や目的等を委員に通知しなければならないとあります。これはその速やかにというのは大体いつ頃までのことですか。

事務局： これは、基本的に5日前ということになっております。緊急を要する場合もございますので、すみやかにという曖昧な表現になっております。

委員： 6条の「傍聴の定員」は原則として5人となっておりますが、5人という形は会場の関係で決定でしょうか。これも周辺にいろんな形の人が集まるという可能性もあると思いますが、その辺の対応はどうされるのでしょうか。

事務局： この定員の問題に関しては、一応会議の場所が、このオープンハウスで限定したものではありませんので、将来会議の場所によりまして、原則は5人ですが、その会場の広さによりましては、会長、委員のみなさんにお諮りをして、判断いただければ、ケースバイケースで対応させていただきます。

委員： ホームページについて記述がございますが、アドレスをお教えしていただきたいと思っております。

事務局： ご要望の件については、出来次第、資料でお伝えしたいと思います。

会長： それでは時間もかなり経過しましたので、次に進ませていただきたいと思います。

委員： 5ページの審議会の公開要領4項の(4)「会議録の公開は、情報政策課情報公開室において閲覧に供するほか、倉敷駅周辺開発事務所のホームページに掲載することにより行う」とありますが、会議録はいつ確定するのか、(3)に「会議録の確定は、会長と会議において会長が指名した会議録署名委員2名による承認により行う」とあり、先ほど次の会議の冒頭に配布し、内容につき判断すると言いましたが、あくまでも将来の参考としてであり、次の会議の冒頭まで確定しないというのか、あくまでも次の会議の冒頭に配布し、意見を求めるのは今回のみで、将来についての会議録作成について参考という趣旨なのかどうかです。

事務局： 先ほど会議規程の説明の際に、会議録は3名の委員にご捺印いただいた時点で確定いたします。そして1ヶ月以内にホームページに掲載しなければならないということになっております。具体的には審議会が定期的で開催されるかは、不確定要素でございますので、今回は出来るだけ詳しく要旨としてとりまとめをさせていただき、3名の委員にご理解がいただければ確定させていただきます。そして次回の審議会の冒頭で、今回の第1回審議会の事例についてみなさんの意見によって方針を決定させていただきたいと思っております。

会長： それでは、議事録の確定は、原則、会議終了後一ヶ月以内となっております。その後、3人が署名して次回の審議会で、議論して例えば修正

するという事になった場合は、一ヶ月以内に確定しないという事態が発生する可能性はありますか。

事務局： 一ヶ月は規程であり、あまり先延ばしも出来ませんし、審議会がその一ヶ月で開催されれば問題ないですが、議事録は早い機会に確定させていただきたいので、いろいろご意見はあろうかとは思いますが、審議会を重ねるうちに、みなさんのご意見が、標準化していけばと思います。議事録の確定はいつまでも延ばせませんので、そのかたちでお願いしたいと思います。

会 長： 分かりました。事務局のご尽力に期待いたします。それでは次に進ませていただきますが、会議次第6「報告事項2」のもう一方でございます「評価員の選任と役割」について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局： 続きまして、「土地評価員の選任と役割」について、説明させていただきます。お手元に配布しております「土地評価員の選任と役割」説明の資料をご覧ください。説明資料（補足）の12ページでございます。よろしいでしょうか。また、事前に配布させていただいております、「土地区画整理法逐条解釈」も同時に見ていただければと思いますのでよろしくをお願いいたします。「土地区画整理法逐条解釈」の119ページをお開きください。そこに65条（評価員）がございます。条文を朗読させていただきます。

.....「土地区画整理法逐条解釈」を朗読.....

評価員を選任する場合において、審議会の同意を得るということをごここに書いております。

続きまして「土地評価員の選任と役割」、説明文の下に書いていますが、これに順次従って説明をさせていただきます。

まず、評価員は地方公共団体施行の土地区画整理事業においてでございますが、読み替えますと倉敷市は、土地及び土地について存する権利の価格を評価する場合には、評価員の意見を聞かなければなりません。評価員は3人以上で、土地又は建築物の評価に関し経験を有する人を施行者（倉敷市）が土地区画整理審議会の同意を得て選任しなければならない、これは今条文を読み上げました法第65条第1項となっております。なお、本地区においては、倉敷市施行条例第19条により定員を3名と定めておりますのでよろしく申し上げます。

続きまして、2「評価員の役割について」説明させていただきます。評価員は施行者が換地計画において 清算金または保留地、この保留地というのは本地区には該当いたしません、を定めようとする場合、減価補償金を交付しようとする場合、本地区は該当いたしません、及び 立体換地を定めようとする場合、本地区では立体換地は現時点では考えておりません、には土地及び土地に存する権利並びに建築物についての価格の評価について評価員の意見を聞かなければならない、これが第65条第3項でございます。

また、土地区画整理事業では地区内のすべての土地について整理前と整理後の土地価格の評価を公平に行う必要がありますので評価員というのが設けられています。

最後に次回第2回土地区画整理審議会において、「評価員の選任」を審議事項とさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で簡単ではございますが、「評価員の選任と役割」についての説明を終わらせていただきます。

会 長： ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして何かご質問等がございますか。

委 員： 評価員の資格は、そういった資格要件で決定されるのですか。

事務局： 土地及び建築物についての専門的知識を得ておられる方と了解しております。

委 員： 具体的にはこういった資格者を考えていますか。例えば弁護士、土地家屋調査士のような方ですか。

事務局： 資格として、不動産鑑定士の方、司法書士、税務署員、市役所等で考えております

委 員： 土地区画整理士の制度がありますが、この資格の方を選定される予定がありますでしょうか。

事務局： 今現在、早急に人選をしておりますので、今しばらくそのどんな資格を持たれている方が決まっておりますのでご理解を願いたいと思います。

委 員： 当然専門的な問題ですので、資格等有る方がおられればその方を優先していただきたいと思っております。

事務局： わかりました。

会 長： ありがとうございます。それでは事務局よりなにかございますか。その他のことで。

事務局： 前回の説明会の際にご質問があった資料提示に関して、第一回審議会に先立ちまして、事前に土地区画整理法に関する資料として、「土地区

画整理法逐条解釈」を用意させていただき、みなさんに配布させていただいていると思います。これは、お一人に一冊ずつでございますので、今後、これを審議会にご出席の際には持参いただくと共に、参考にしていただき、共通の資料とさせていただきたいと思います。

会 長： ありがとうございます。次の審議会の予定は事務局ではどのように考えておられますか。

事務局： 12月6日から議会が始まりますので、12月の3日月曜日、4日火曜日、もしくは5日水曜日のいずれかで第2回目を開催できればと考えております。

委 員： もう一度お願いします。

事務局： 12月の3日の月曜日、4日の火曜、5日の水曜日。

会 長： 時間は何時からですか。

事務局： これに関して、本日調整用紙をお渡しして、後日回収に伺いまして決定させていただいても結構ですが、本日この3日のうちで午前中、午後、夜それぞれについて、都合の悪い日だけ確認させていただきましようか。

委 員： 今決定しましょう。

会 長： それがいいと思います。本日全員参加されていますので、この場で日時を決定させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

事務局： では、スケジュールを配布いたしますので都合の悪い日を記入していただけますか。その結果により出席可能な人数が一番多い日で第2回審議会を開催したいと考えておりますのでよろしくお願いします。

・・・・・・各委員へスケジュール配布・記入後回収して調整・・・・・・

会 長： 事務局、いかがでしょうか。

事務局： 3日の午後が、一番みなさん都合がいいという結論になりましたので、午後1時30分からこの場所で開催したいと思います。

会 長： では、3日月曜日ですね。

事務局： はい、そうです。

会 長： それでは、次回を12月3日月曜日13時30分からこの場所で開催させていただくことに決定をいたしました。

委 員： 予想される議題はどういったものですか。

事務局： 今回説明の「土地評価員の選任」がございますので、これを議事として挙げさせていただき、その他に関してはまたみなさまに資料等で配布いたしますのでよろしくお願いたします。

会 長： 分かりました、ありがとうございました。それでは議題も終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。ご熱心なご議論誠にありがとうございました。ご苦勞様でした。

事務局： これから今までの資料、これからの資料をファイリングしていただくためのファイルを、事務局でご用意させていただいておりますので配布いたします。利用していただければと考えております。よろしくお願いいたします。

・・・・・・資料用のファイルを配布後、順次解散・・・・・・

【閉会（15：30）】

第 1 回

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会
議事録について

岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会会
議規程第8条の規程により署名する。

平成19年10月15日

岡山県南広域都市計画事業

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会

会 長 守 谷 麗 

委 員 陶 浪 保 夫 

委 員 土 倉 一 馬 